

一管区水路通報第 1 2 号

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

第一管区海上保安本部

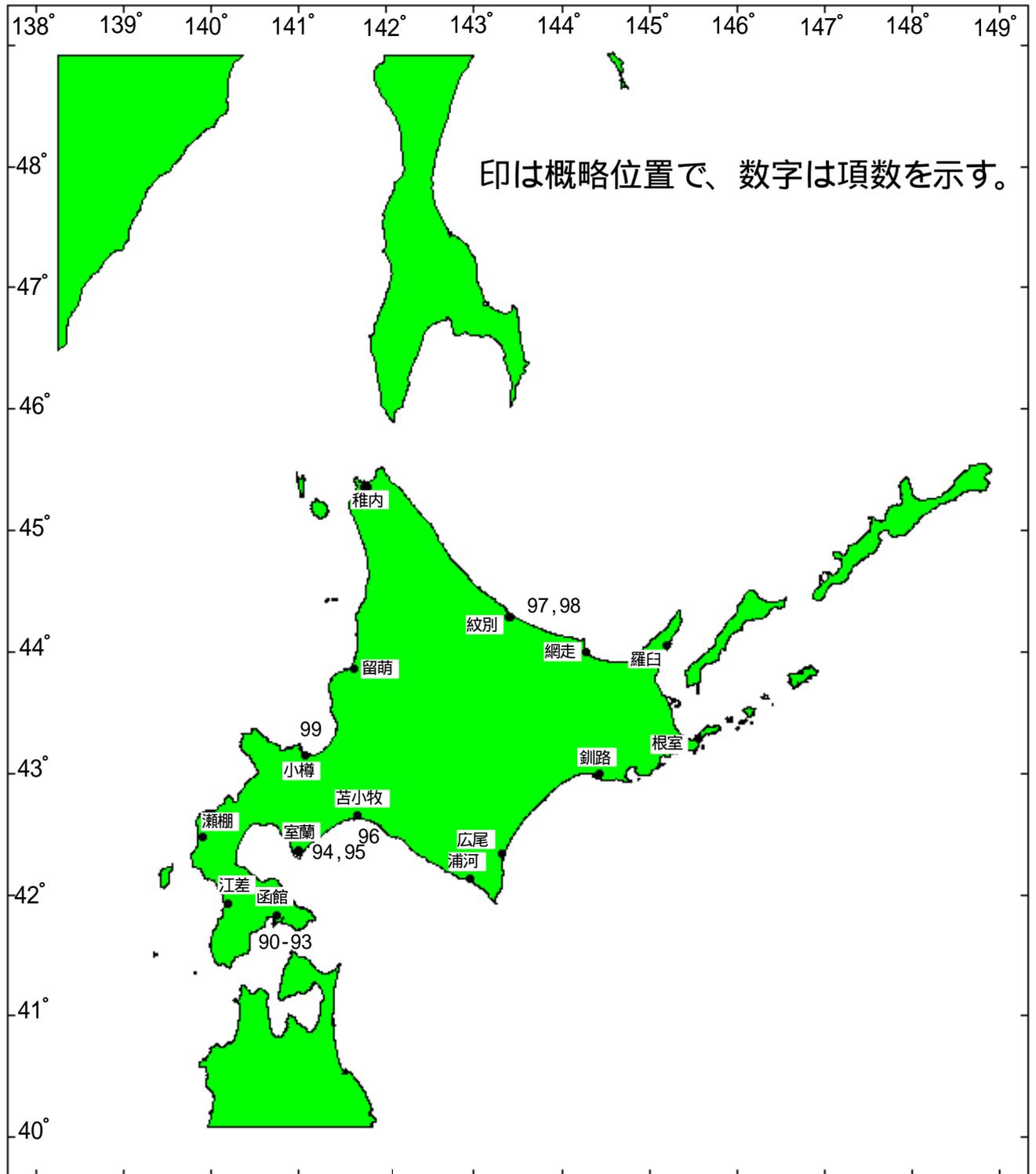
第 9 0 項	北海道南岸	函館港	防波堤復旧
第 9 1 項	北海道南岸	函館港	灯台復旧
第 9 2 項	北海道南岸	函館港	灯浮標廃止
第 9 3 項	北海道南岸	函館港	航泊禁止解除
第 9 4 項	北海道南岸	苫小牧港南西方	流速計設置
第 9 5 項	北海道南岸	苫小牧港南西方	水質調査
第 9 6 項	北海道南岸	苫小牧港	潜水作業等
第 9 7 項	北海道北岸	紋別港	生簀設置
第 9 8 項	北海道北岸	紋別港	ウニ育成施設設置
第 9 9 項	北海道西岸	石狩湾港	深淺測量

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。
インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>
FAX番号 0134-32-9319 (情報ボックス)
100#:最新号、1~50#:バックナンバー (数字は号数)
0134-27-6190 (ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 3 号小樽港湾合同庁舎(5階)
TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301
メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

索引図



18年90項 北海道南岸 - 函館港、第5区、第6区 防波堤復旧
台風により倒壊していた函館港島防波堤は、復旧した。

概位 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 41-47.7N 140-41.6E

(2) 41-47.6N 140-41.7E

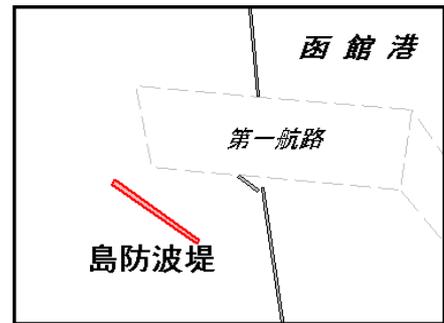
備考 下記2地点に設置されていた黄色灯は撤去されている。

(3) 41-47-41.0N 140-41-35.4E

(4) 41-47-36.2N 140-41-44.2E

海図 W6 - W9

出所 函館港長



18年91項 北海道南岸 - 函館港、第5区 灯台復旧
倒壊していた函館港島防波堤灯台（41-47.7N 140-41.6E概位）は、復旧した。

海図 W6

参照書誌 411 0019.5番

出所 第一管区海上保安本部交通部

18年92項 北海道南岸 - 函館港、第5区、第6区 灯浮標廃止
一管区水路通報17年16号163項削除

島防波堤復旧工事に伴い設置されていた下記6灯浮標は廃止された。

灯浮標 (1) 名称 函館港島防波堤工事区域A灯浮標

位置 41-47-40.0N 140-41-27.4E

(2) 名称 函館港島防波堤工事区域B灯浮標

位置 41-47-46.7N 140-41-34.2E

(3) 名称 函館港島防波堤工事区域C灯浮標

位置 41-47-40.8N 140-41-44.6E

(4) 名称 函館港島防波堤工事区域D灯浮標

位置 41-47-34.9N 140-41-54.9E

(5) 名称 函館港島防波堤工事区域E灯浮標

位置 41-47-28.2N 140-41-48.1E

(6) 名称 函館港島防波堤工事区域F灯浮標

位置 41-47-34.1N 140-41-37.7E

備考 下記4地点に設置されていた黄色灯付浮標は撤去された。

(7) 41-47-37.0N 140-41-32.6E

(8) 41-47-43.7N 140-41-39.3E

(9) 41-47-37.9N 140-41-49.7E

(10) 41-47-31.1N 140-41-42.9E

海図 W6 - W9

参照書誌 411 0019.71 ~ 0019.76番

出所 第一管区海上保安本部交通部

18年93項 北海道南岸 - 函館港、第5区、第6区 航泊禁止解除
一管区水路通報17年16号164項削除

下記区域の航泊禁止は、解除された。

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれた海域

(1) 41-47-40.0N 140-41-27.4E

(2) 41-47-46.7N 140-41-34.2E

(3) 41-47-34.9N 140-41-54.9E

(4) 41-47-28.2N 140-41-48.1E

海図 W6 - W9

出所 函館港長

18年94項 北海道南岸 - 苫小牧港南西方 流速計設置

下記地点に流速計が設置される。

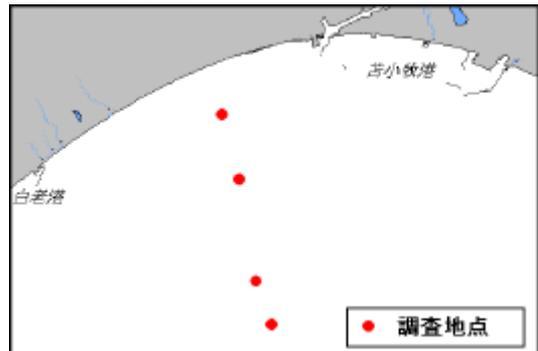
期 間 平成18年3月28日～5月31日
 位 置 42-30-54.2N 141-32-02.9E
 標 識 レーダー反射板・簡易灯付浮標設置
 海 図 W1034
 出 所 苫小牧海上保安署



18年95項 北海道南岸 - 苫小牧港南西方 水質調査

下記4地点で、水質調査が実施される。

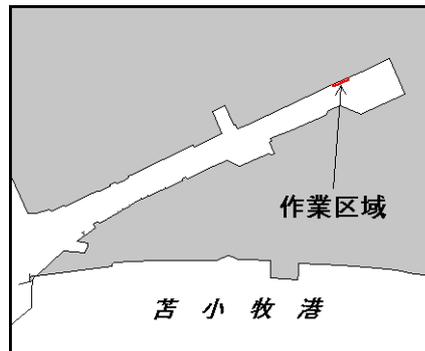
期 間 平成18年3月28日～5月31日(2回実施)
 位 置 (1) 42-33-58.9N 141-30-56.5E
 (2) 42-30-54.2N 141-32-02.9E
 (3) 42-26-03.1N 141-33-07.6E
 (4) 42-23-58.4N 141-34-05.0E
 海 図 W1034
 出 所 苫小牧海上保安署



18年96項 北海道南岸 - 苫小牧港、第1区 潜水作業等

下図に示す区域で、作業船・潜水土による海底調査及び深浅測量が実施される。

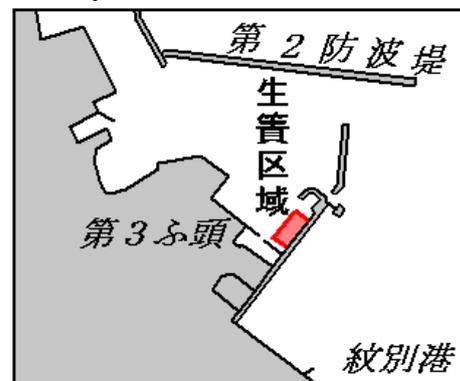
期 間 平成18年3月29日～4月5日 日出～日没
 海 図 W1033A
 出 所 苫小牧港長



18年97項 北海道北岸 - 紋別港 生簀設置

下図に示す区域で生簀(サケ・マス稚魚育成施設)が設置される。

期 間 平成18年4月1日から6月20日まで
 区 域 下記4地点を順に結ぶ線と陸岸に囲まれた区域
 (1) 44-20-10.5N 143-22-45.8E (岸線上)
 (2) 44-20-12.5N 143-22-42.1E
 (3) 44-20-07.4N 143-22-36.6E
 (4) 44-20-05.4N 143-22-40.2E (岸線上)
 標 識 上記(2)(3)に赤旗ボンデン・灯付浮標設置
 海 図 W29(紋別港)
 出 所 紋別海上保安部



18年98項 北海道北岸 - 紋別港 ウニ育成施設設置

下記区域に、ウニ育成施設が設置される。

期間 I 平成18年4月1日～6月20日

II 平成18年6月21日～11月30日

区域 I 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれる区域

(1) 44-20-11.8N 143-22-47.2E (岸線上)

(2) 44-20-13.7N 143-22-43.6E

(3) 44-20-12.5N 143-22-42.2E

(4) 44-20-10.5N 143-22-45.8E (岸線上)

II 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれる区域

(5) 44-20-05.4N 143-22-40.2E (岸線上)

(6) 44-20-07.4N 143-22-36.6E

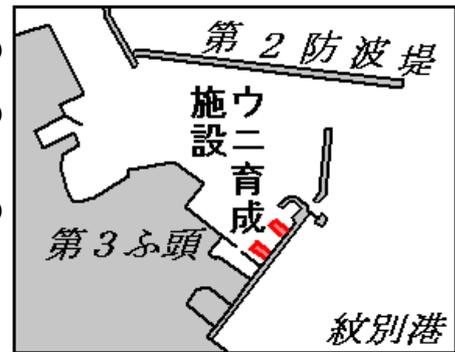
(7) 44-20-06.1N 143-22-35.2E

(8) 44-20-04.2N 143-22-38.8E (岸線上)

標識 上記(2)(3)(6)(7)にボンデン設置

海図 W29(紋別港)

出所 紋別海上保安部



18年99項 北海道西岸 - 石狩湾港 深浅測量

下図に示す区域で、作業船による深浅測量が実施される。

期間 平成18年3月27日～4月3日 日出～日没

海図 W7

出所 小樽海上保安部

